

《 商品 説 明 書 》

2019年7月1日現在

商品名(愛称)	・納税準備預金
ご利用いただける方	・個人および法人のお客様
期 間	・定めはございません
お預け入れについて (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・随時お預け入れいただけます ・1円以上 ・1円単位
払い戻し方法	・原則、預金者等の租税納付にあてる場合に払い戻しいたします。
利 息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・店頭表示の利率を適用いたします。 ・年2回、2月・8月の当金庫所定の日に利払いいたします (ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いいたします) ・付利最低残高:1000円、付利単位:100円 1年を365日とする日割り計算を行います 租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払い戻し日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する普通預金の利率によって計算します。
税 金	・お受取り利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払い戻し日が属する利息計算期間中の利息は課税されます。 ・納税貯蓄組合預金は、元本10万円を超えて租税納付以外の目的で払い戻しを行った場合には、その払い戻し日が属する利息計算期間中の利息は課税されます。 ・課税扱いとなった場合 法人のお客様 …… 総合課税 個人のお客様 …… 20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に受け取る利息には「復興特別所得税」が上乗せされ、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※ 税制改正により、法人のお客様がお受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。
手数料	—
付加できる特約事項	—
期日前解約時のお取扱い	—
金利情報の入手方法	・店頭備付けの金利表示またはインターネット上のホームページをご覧ください または店頭にお問合せください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または地域創生室(9時～17時、 電話:0120-114-156)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話: 093-561-0360)、久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会 の相談センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さま は、当金庫営業日に、上記地域創生室にお申し出ください。 なお、各相談センターに直接申し立ていただくことも可能です。
その他参考となる事項	・この預金は預金保険の対象商品となっています。同制度による保護対象預金と合算して、1預金者 あたり元本1,000万円とその利息が保護されます